

奈良県立大学における公的研究費の使用に関する行動規範

公的研究機関である奈良県立大学（以下、「本学」という。）における調査・研究は、県民等の信頼とそれに基づいた負託によって支えられている。

このため、公的研究費^{*1}の不正使用は、本学に対する信頼を失わせるとともに、本学における研究の発展を阻害するものである。

このことを踏まえ、公的研究費の適正な使用・管理を目的として、次のとおり行動規範を定める。

本学に所属する教員と事務職員、その他の本学の公的研究費を用いた研究及び公的研究費の管理に関わるすべての者（以下、「研究者等」という。）は、この行動規範を誠実に遵守しなければならない。

1. 研究者等は、公的研究費の原資が公的資金であることを十分に認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係法令・通知及び本学が定める規程等並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
4. 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
5. 事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
6. 研究者等は、相互の理解と連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
7. 研究者等は、公的研究費の使用にあたり、取引業者との関係において疑惑や不信を招くことのないよう、公正に行動しなければならない。

附 則

この行動規範は、令和4年4月1日から施行する。

*1「公的研究費」とは、日本学術振興会科学研究費助成事業等の研究助成費、大学運営費交付金、寄附金、受託費等を財源として本学で経理を扱うすべての研究経費をいう。